

↳ 納税証明書の請求方法

Q : 銀行に借入を申し込んだら納税証明書を取ってくださいといわれました。どのようにしたらいいのですか？

A : 納税証明書は4種類あり、必要なものを所轄税務署で交付してもらいます。

【解説】

納税証明書とは、確定申告書を提出した場合の納付税額、所得金額、未納の税額がないことなどを証明する書類で、次の4種類があります。

- ① 納付税額等の証明
- ② 所得金額の証明（個人は申告所得税に係る所得金額、法人は法人税に係る所得金額）
- ③ 未納の税額がないことの証明（税目を指定した「その3の2」〔申告所得税と消費税及び地方消費税〕や「その3の3」〔法人税と消費税及び地方消費税〕の証明もあります）
- ④ 滞納処分を受けたことがないことの証明
交付手続には3つの方法があります。

イ 所轄税務署に本人（法人の場合は代表者）が納税証明書交付請求書を持参する
この場合には、本人確認できるものと印鑑が必要です。

ロ 代理人が持参する
この場合には、本人の委任状、代理人本人と確認できるもの及び印鑑が必要です。

ハ 郵送

郵送で請求する場合は、納税証明書交付請求書、手数料（収入印紙）返信用封筒を同封して所轄税務署に送付してください。

